

令和 2 年 度

第 5 回 定 期 監 査 報 告 書

南 相 馬 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	1
6	監査の期間	2
7	監査の実施場所及び実施日	2
8	監査の結果	2

《指摘事項》

1.	長寿福祉課	2
(1)	令和2年度敬老祝金の支給に遅延があったもの	

《指導事項》

1.	農業委員会事務局	3
(1)	公に約した事務事業の一部が未実施だったもの	

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和3年2月26日

南相馬市監査委員 小澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴木 昌 一

記

1 監査の種類

定期監査（1月実施分）

2 監査の対象

対 象 部 局 等	対 象 課 等
健 康 福 祉 部	社会福祉課、長寿福祉課、高松ホーム
建 設 部	水道課、下水道課
行 政 委 員 会	選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
教 育 委 員 会	文化財課、中央図書館

3 監査の範囲

令和2年4月から令和2年10月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- （3）事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

- （1）帳票簿冊等の審査
- （2）監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和2年11月30日～令和3年2月4日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和3年1月22日(金)	長寿福祉課	監査委員事務局
	選挙管理委員会事務局	
	農業委員会事務局	
令和3年1月25日(月)	水道課	監査委員事務局
	下水道課	
令和3年1月26日(火)	社会福祉課	監査委員事務局
	中央図書館	中央図書館
	文化財課	博物館
	高松ホーム	高松ホーム

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

《 指 摘 事 項 》

1. 長寿福祉課

(1) 令和2年度敬老祝金の支給に遅延があったもの

市では、毎年77歳と88歳になられる市民に敬老の意を表し、その福祉の増進を図ることを目的として、敬老祝金を支給しています。支給時期は、市敬老祝金条例により9月に支給することと定められていますが、令和2年度の支給について遅延が生じていました。これは、対象者に口座振込をする際の事務手続きに不備があり、9月中に支払うことができなかったものです。

今後は、条例に基づき、事務を進めるためのスケジュール確認と進行管理を徹底し、定められた期限内に支給ができるよう適切な事務処理を行ってください。

【関係法令】

○南相馬市敬老祝金等条例（抜粋）

（支給時期及び支給方法）

第4条 敬老祝金等は、9月に支給する。ただし、前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等については、99歳及び100歳に達した日以後速やかに支給する。

2 前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等の支給は、対象者の居宅において行うものとする。ただし、居宅において贈呈することが適当でないと認めるときは、対象者が希望する施設又は医療機関等において行うことができる。

《 指 導 事 項 》

1. 農業委員会事務局

（1）公に約した事務事業の一部が未実施だったもの

本市農業委員会の指針として、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を平成29年2月に策定しました。この指針は、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選時期に併せて、3年後の目標に即して検証・見直しを実施することについて、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画並びに活動の点検・評価を毎年度作成することと併せ、公表を行っているものです。しかしながら本監査実施日（1月22日）現在においても指針の見直しは実施されておらず、また、指針の見直しの基礎資料となる農地の利用意向調査について、県では、南相馬市を含む被災12市町村においては未だ努力義務としているものの、前年度まで計画のみで調査の実績がなく、令和2年度は、対象の一部を調査中という状況でした。

ついては、指針の適時な見直しと農地の利用意向調査は、農業委員会の主たる任務である農地等の最適化の積極的な推進に密接に関連するものであり、その実施については広く市民に約しているものであることから、実施できる計画の公表とその実践に努めてください。

【関係法令】

○農業委員会等に関する法律（抜粋）

（所掌事務）

第6条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

（1）農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤許可促進法（昭和55年法律第65号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属させられた事項

（2）土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属させられた事項

2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行う。

3 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。

（1）法人化その他農業経営の合理化に関する事項

（2）農業一般に関する調査及び情報の提供

4 前2項の規定は、第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令（条例を含む）の規定に基づく権限の行使を妨げない。

（農地等の利用の最適化の推進に関する指針）

第7条 農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。

（1）その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標

（2）その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法

2 農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かななければならない。

3 農業委員会は、第1項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

＜ 検 討 事 項 ＞

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの